

巽公園駐車場整備 特記仕様書

1 整備目的

本事業は、巽公園において、公園利用者の利便の向上等を図るため、民間事業者（以下、「事業者」という。）の優れた経営能力等を活かし、効率的かつ効果的な公園駐車場の整備・管理運営を事業者に行っていただくものです。

2 事業区域（整備・管理運営の範囲）

巽公園：798.60 ㎡：「整備対象全体平面図」（資料①）

※本市管理対象部分（園路部分 196.70 ㎡）については、当該工事には含みません。：「管理区域区分図」（資料②）

3 施設概要及び整備内容等の協議範囲

- ・施設の構造及び範囲等は本市の指示に従うこと。

4 適用法令等

事業者は、設計・整備等の実施にあたり、次の関係法令等を順守すること。

【法令・施行令等】

次の法律及び施行令等

- ・都市計画法
- ・都市公園法
- ・建築基準法
- ・消防法
- ・文化財保護法
- ・道路法
- ・下水道法
- ・水道法
- ・ガス事業法
- ・電気事業法
- ・省エネルギー法
- ・電波法
- ・建設業法
- ・高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・大気汚染防止法
- ・水質汚濁防止法
- ・土壌汚染対策法
- ・労働安全衛生法
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
- ・個人情報保護に関する法律

- ・ 駐車場法
- ・ その他関連法規

【条例等】

次の条例及び関係規則等

- ・ 大阪市公園条例
- ・ 大阪府生活環境の保全等に関する条例
- ・ 大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱
- ・ 大阪市暴力団排除条例
- ・ その他関連条例、要綱等

5 設計・整備等に関する要求水準

事業者は、下記の要求水準を満たす限りにおいて、自由に設計できるものとする。

（一般事項）

- ・ 事業者は、本要求水準など本事業に関する業務（調査・調整・準備業務・工事・排水協議等）について、事業者の責任及び費用負担のもと、事業者自ら実施すること。
- ・ 事業者は、都市公園法第5条の設置許可（以下、「設置許可」という。）を得る前に、事業区域内で本事業にかかる測量や現地調査等を行う場合、事前に本市へ承諾を得ること。
- ・ 事業者は、設計段階から公園の利用形態等を十分に把握したうえで必要な対策を講じること。
- ・ 事業者は、現地測量などの設計完了後、現場での工事着手までに、設計内容等のわかる必要書類を書面により本市に提出すること。
- ・ 事業者は、設計完了時に上記の書面内容が、本特記仕様書等に適合しているか否かについて本市の確認を受けること。
- ・ 事業者は、本市の設計内容等確認後、本市の承諾を得られれば工事に着手することができる。なお、本市が要求水準書に示す仕様に満たないと判断した場合又は要求水準書に記載していない事項を含め、本市が管理運営に支障をきたすと判断した場合等は、本市は事業者に対し設計内容の修正を求めることができる。
- ・ 事業者は、工事着手に際しては、近隣住民へ工事内容等について十分説明を行い、生活環境の維持に努めること。
- ・ 事業者は、設置許可等に伴う許可条件を遵守し、許可区域の安全確保に努めるとともに、施設等の清掃、維持管理及び修繕など適正な管理運営を行うこと。

（電気、通信の供給）

- ・ 電気、通信の供給が必要な場合、事業者は、既存施設の状況を調査し、各供給事業者と協議のうえ、原則、新たに引き込みを行うこと。
- ・ 照明施設を配置する場合は、「JIS Z 9110 照度基準」に示す照度基準を遵守し、既設照明灯の照度・器具を参考に、周辺環境に配慮すること。

（雨水排水施設）

- ・ 許可区域内の雨水排水については、下水道施設に速やかに排水できるように排水計画を立案し、必要な排水設備を整備すること。

- ・雨水排水管について、やむを得ず、本市の施設を使用する場合、関連施設の排水機能及び維持管理等に支障をきたさないよう事前に本市の承諾を得るものとする。

(管理施設)

- ・許可区域の境界には、境界を明示する縁石等を整備するとともに図示するなど明確にしておくこと。
- ・許可区域外へ車両が物理的に進入することが出来ないようにするとともに、許可区域内と区域外との境界には、原則、横断防止柵（高さ 0.8m 以上）等を設置し、公園利用者等の安全を確保すること。（出入路や駐車場利用者の公園出入口は除く。）・公園駐車場と道路が接する出入路の位置については、道路管理者及び所轄警察等の関係機関との協議のうえ、道路工事に必要な申請は事業者が自ら行い、申請にかかる費用はすべて事業者の負担とする。
- ・公園駐車場設置工事に伴う道路施設の破損等については、道路管理者と立会のうえ、すべて事業者の負担により原状復旧を行うこととする。
- ・許可区域から公園内一般園地への出入口は、1 箇所以上設けることとし、車いすは通行可能となる構造とすること。
- ・舗装については、許可区域外の現況高さに配慮した舗装高とし、原則、透水機能を有した構造とすること。
- ・四輪車の駐車スペースの大きさは、幅 2.3m 以上、奥行 5.0m 以上確保すること。また、他の自動車を動かさずに出し入れができる配置とすること。
- ・四輪車の車路は、駐車場法施行令第 8 条の技術的基準に適合すること。
- ・大阪市公園条例第 2 条の 6 の設置基準により、車いす使用者駐車施設を 1 以上設置すること。

(その他)

- ・工事の施工に必要となる資材の規格等については、「公園工事標準図面集」及び「道路工事標準設計図集」を参照し、本市と協議のうえ同種同等のものとする。
- ・各種平面図データや撤去施設の詳細図資料等については、下記の「照会窓口」に電子メールで問い合わせること。本市から送付する注意事項に同意した場合、本市からメールにて関係する電子データを送付する。

【照会窓口】

大阪市建設局公園緑化部公園課

住 所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10

A T C ビル I T M 棟4階(M-4)

電 話：06-6615-6864

F A X：06-6615-6070

E-mail：la0197@city.osaka.lg.jp

ホームページアドレス：<http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/index.html>

<公園工事標準図面集・道路工事標準設計図面集>

標準図面集等は大阪市ホームページにて掲載しているので、それぞれ参照すること。

◇「公園工事標準図面集」

:「大阪市ホームページトップページ」 ≥ 「産業・ビジネス」 ≥ 「入札契約情報」
≥ 「各局等入札契約情報」 ≥ 「建設局」 ≥ 「入札・契約のお知らせ」 ≥ 「公園
工事標準図面集」

<http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000146164.html>

◇「道路工事標準設計図集」

:「大阪市ホームページトップページ」 ≥ 「産業・ビジネス」 ≥ 「入札契約情報」 ≥
「各局等入札契約情報」 ≥ 「建設局」 ≥ 「入札・契約のお知らせ」 ≥ 「工事請
負共通仕様書（平成 23 年 3 月）」 ≥ 「工事請負共通仕様書（道路・河川土木工事）」 ≥
「道路工事標準設計図集（道路・河川土木工事）」

<http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000115404.html>